

四日市市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第31号

四日市市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

四日市市自転車競走実施規則（昭和37年四日市市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(車券の発売方法)</p> <p>第74条 車券の発売は競輪場等内の車券発売所において券面金額で発売する。ただし、四日市市自転車競走電話投票実施規則(昭和63年四日市市規則第15号。以下「電話投票実施規則」という。)第1条に定める発売(以下「電話投票」という。) <u>四日市市自転車競走在席投票実施規則(平成15年四日市市規則第31号。以下「在席投票実施規則」という。)第1条による発売(以下「在席投票」という。)</u> <u>四日市市自転車競走電子決済投票実施規則(平成20年四日市市規則第66号。以下「電子決済投票実施規則」という。)第1条の規定による発売(以下「電子決済投票」という。)</u> <u>及び四日市市自転車競走キャッシュレス投票実施規則(平成29年四日市市規則第30号。以下「キャッシュレス投票実施規則」という。)</u>第1条に定める発売(以下「キャッシュレス投票」という。)による場合は、この限りでない。</p>	<p>(車券の発売方法)</p> <p>第74条 車券の発売は競輪場等内の車券発売所において券面金額で発売する。ただし、四日市市自転車競走電話投票実施規則(昭和63年四日市市規則第15号。以下「電話投票実施規則」という。)第1条に定める発売(以下「電話投票」という。) <u>及び</u>四日市市自転車競走在席投票実施規則(平成15年四日市市規則第31号。以下「在席投票実施規則」という。)第1条による発売(以下「在席投票」という。) <u>並びに</u>四日市市自転車競走電子決済投票実施規則(平成20年四日市市規則第66号。以下「電子決済投票実施規則」という。)第1条の規定による発売(以下「電子決済投票」という。)による場合は、この限りでない。</p>

2 から 4 まで (略)

5 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票実施規則の定めるところによる。

2 から 4 まで (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工農水部けいりん事業課)